

議案第 5 号

沼田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例

沼田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「常勤の員数」を「常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第3号中「終了」を「修了」に改め、同条第2項中「前条」を「第1項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「従事常勤のする」を「従事する常勤の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

